

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

○インターネット時事情報利用の随意契約の相手方に関する告示 (システム管理課)	一	○荒川左岸南部流域下水道乾燥ばいじん(セメント原料化)収集運搬業務その4の落札者に関する告示 (荒川左岸南部下水道事務所)	四	○中川流域下水道ばいじん(セメント原料化)収集運搬業務その2の落札者に関する告示 (中川下水道事務所)	五	○がんセンター医療情報システム運用管理保守業務の随意契約に関する告示 (がんセンター)	七
○特定非営利活動法人の定款の変更に係る告示 (西部振興)	二	○荒川右岸流域下水道ばいじん(セメント原料化)処分業務その1に関する随意契約の相手方決定の告示 (荒川右岸下水道事務所)	四	○中川流域下水道ばいじん(セメント原料化)収集運搬業務その3の落札者に関する告示	六	○がんセンター医療情報システム運用管理保守業務の随意契約に関する告示 (がんセンター)	七
○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染区域の指定 (水環境課)	二	○荒川右岸流域下水道ばいじん(セメント原料化)処分業務その2の落札者に関する告示	五	○中川流域下水道ばいじん(セメント原料化)収集運搬業務その1の落札者に関する告示	六	○がんセンター医療情報システム運用管理保守業務の随意契約に関する告示 (がんセンター)	七
○広域災害・救急医療情報システム整備・運営業務の随意契約の相手方等に関する告示 (医療整備課)	三	○荒川右岸流域下水道ばいじん(セメント原料化)処分業務その2の落札者に関する告示	五	○中川流域下水道ばいじん(セメント原料化)収集運搬業務その2の落札者に関する告示	六	○がんセンター医療情報システム運用管理保守業務の随意契約に関する告示 (がんセンター)	七
○大規模小売店舗の廃止に関する告示 (商業支援課)	三	○荒川右岸流域下水道ばいじん(人工軽量骨材化)収集運搬業務その2の落札者に関する告示	五	○中川流域下水道ばいじん(セメント原料化)処分業務その2の落札者に関する告示	六	○がんセンター医療情報システム運用管理保守業務の随意契約に関する告示 (がんセンター)	七
○雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課)	四	○荒川右岸流域下水道ばいじん(セメント原料化)収集運搬業務その3の落札者に関する告示	五	○中川流域下水道ばいじん(セメント原料化)処分業務その2の落札者に関する告示	六	○がんセンター医療情報システム運用管理保守業務の随意契約に関する告示 (がんセンター)	七
○荒川左岸南部流域下水道乾燥ばいじん(セメント原料化)収集運搬業務その3の落札者に関する告示 (荒川左岸南部下水道事務所)	四	○荒川右岸流域下水道ばいじん(セメント原料化)収集運搬業務その3の落札者に関する告示	五	○中川流域下水道ばいじん(セメント原料化)処分業務その2の落札者に関する告示	六	○がんセンター医療情報システム運用管理保守業務の随意契約に関する告示 (がんセンター)	七

告示

埼玉県告示第八百四十五号

WT0に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年六月九日

埼玉県知事 上田清司

1 購入等件名及び数量
インターネット時事情報利用一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

3 随意契約の相手方を決定した日
平成21年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社時事通信社 東京都中央区銀座5丁目15番8号

5 契約金額
37,800,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当

埼玉県告示第八百四十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年六月九日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年五月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人トレイル・オリエンテering協会

三 代表者の氏名

田中博

四 主たる事務所の所在地

埼玉県入間市東町一丁目十五番六号

五 定款に記載された目的

この法人は、(社)日本オリエンテering協会に協力し、日本国内における、トレイル・オリエンテeringの普及推進を図るとともに、環境保全に関する事業を行い、国民の健康体力の向上と障害者スポーツおよび生涯スポーツの振興ならびに環境の保全に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第八百四十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年六月九日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年六月一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人環境保全協会

三 代表者の氏名

根岸 敏文

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市浦和区岸町一丁目九番二号

五 定款に記載された目的

(変更前)この法人は、諸施設に対し、節水、節電、自動車の燃費節減など省エネの普及を行い、環境の保全に寄与することを主な目的とし、併せて点字入名刺の普及、作成事業による福祉の増進を図る活動を行う。
(変更後)この法人は、諸施設に対し、食品残渣の再資源化装置の普及と排出物の再利用を促進する活動を主な目的とし、併せて点字入名刺の普及、作成事業による福祉の増進を図る活動を行う。

埼玉県告示第八百四十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第五条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

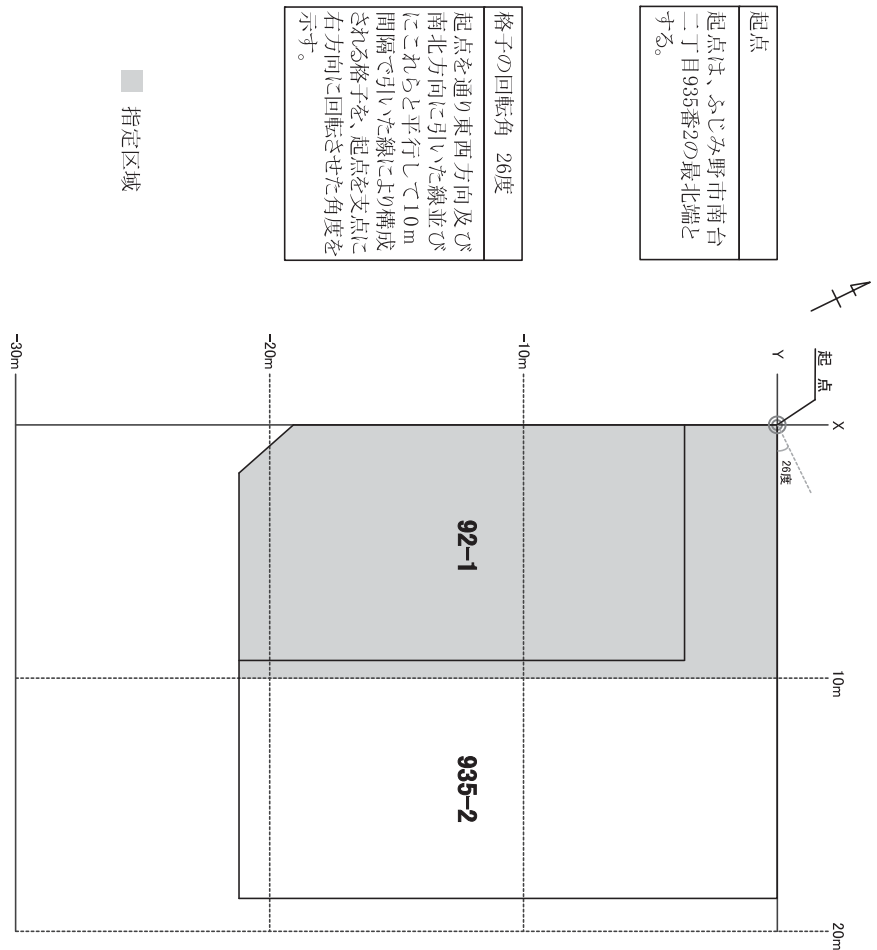
平成二十一年六月九日

埼玉県知事 上田清司

一 指定する区域

別図のとおり(ふじみ野市南台二丁目九三五番二の一部、鶴ヶ舞一丁目九二番一)
二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第十八条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称
ほう素及びその化合物

引 図



埼玉県告示第八百四十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年六月九日

埼玉県知事 上田 清 臣

- | | |
|--|--|
| 1 購入等件名及び数量
広域災害・救急医療情報システム整備・運営業務 一式 | 3 丁目15番1号 |
| 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
埼玉県保健医療部医療整備課医療整備担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 | 3 随意契約の相手方を決定した日
平成21年4月1日 |
| 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当 | 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
社団法人埼玉県医師会 埼玉県さいたま市浦和区仲町3丁目5番1号 |
| | 5 契約金額
109,960,000円 |
| | 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約 |

埼玉県告示第八百五十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十一年六月九日

埼玉県知事 上田 清 司

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
株式会社イトーヨーカ堂 越ヶ谷店
越谷市越ヶ谷一丁目六百番地 一 外
- 二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
越谷ゴム工業株式会社 代表取締役 小暮 進勇
越谷市越ヶ谷一丁目十六番六号
- 三 大規模小売店舗の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となった日

平成二十一年六月五日

埼玉県告示第八百五十一号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためので、告示する。

平成二十一年六月九日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇〇七―三六一―号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

比企郡川島町大字中山字蛭田二四外四筆(三街区二画地)

三 雨水流出抑制施設の容量
容量 四八八・〇立方メートル

埼玉県告示第八百五十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためので、告示する。

平成二十一年六月九日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇〇七―三七一―号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地

の区域

比企郡川島町大字中山字蛭田二二―外九筆(三街区三画地)

三 雨水流出抑制施設の容量
容量 三一六・四立方メートル

埼玉県告示第八百五十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したため、次のとおり公示する。

平成二十一年六月九日

埼玉県知事 上田清司

一 購入等件名及び数量

荒川左岸南部流域下水道乾燥ばいじん(セメント原料化)収集運搬業務その3 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県荒川左岸南部下水道事務所総務・管理担当 埼玉県さいたま市南区

3 落札者を決定した日
平成21年5月15日

4 落札者の氏名及び住所
首都圏産業株式会社 埼玉県川口市

5 落札金額
11,400円(税抜き1トン当たりの単

価)

6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 入札の公示を行った日
平成21年4月3日

埼玉県告示第八百五十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したため、次のとおり公示する。

平成二十一年六月九日

埼玉県知事 上田清司

一 購入等件名及び数量

荒川左岸南部流域下水道乾燥ばいじん(セメント原料化)収集運搬業務その4 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県荒川左岸南部下水道事務所総務・管理担当 埼玉県さいたま市南区

3 落札者を決定した日
平成21年5月15日

4 落札者の氏名及び住所
首都圏産業株式会社 埼玉県川口市

5 落札金額
12,300円(税抜き1トン当たりの単

価)

6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 入札の公示を行った日
平成21年4月3日

埼玉県告示第八百五十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したため、次のとおり公示する。

平成二十一年六月九日

埼玉県知事 上田清司

一 購入等件名及び数量

荒川右岸流域下水道ばいじん(セメント原料化)処分業務その1 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県荒川右岸下水道事務所総務・管理担当 埼玉県和光市新倉6丁目1番1号

3 随意契約の相手方を決定した日
平成21年3月30日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所
秩父太平洋セメント株式会社 埼玉県秩父市大野原1800番地

5 契約金額
13,520円(税抜き1トン当たりの単

価)

6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 入札の公示を行った日
平成21年2月13日

8 随意契約とした理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当

埼玉県告示第八百五十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年六月九日 埼玉県知事 上田 豊 司

- 1 購入等件名及び数量
荒川右岸流域下水道ばいじん(セメント原料化) 処分業務その2 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県荒川右岸下水道事務所総務・管理担当 埼玉県和光市新倉6丁目1番1号

- 3 落札者を決定した日
平成21年3月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
太平洋セメント株式会社 東京都中央区明石町8番1号

- 5 落札金額
13,750円(税抜き1トン当たりの単価)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公示を行った日
平成21年2月13日

埼玉県告示第八百五十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年六月九日 埼玉県知事 上田 豊 司

- 1 購入等件名及び数量
荒川右岸流域下水道ばいじん(人工軽量骨材化) 収集運搬業務その2 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県荒川右岸下水道事務所総務・管理担当 埼玉県和光市新倉6丁目1番1号

- 3 落札者を決定した日
平成21年5月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
首都圏産業株式会社 埼玉県川口市本町4丁目3番6号

- 5 落札金額
3,480円(税抜き1トン当たりの単価)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公示を行った日
平成21年4月3日

- 7 入札の公示を行った日
平成21年4月3日

埼玉県告示第八百五十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年六月九日 埼玉県知事 上田 豊 司

- 1 購入等件名及び数量
荒川右岸流域下水道ばいじん(セメント原料化) 収集運搬業務その3 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県荒川右岸下水道事務所総務・管理担当 埼玉県和光市新倉6丁目1番1号

- 3 落札者を決定した日
平成21年5月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
首都圏産業株式会社 埼玉県川口市本町4丁目3番6号

- 5 落札金額
7,200円(税抜き1トン当たりの単価)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公示を行った日
平成21年4月3日

- 7 入札の公示を行った日
平成21年4月3日

埼玉県告示第八百五十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年六月九日 埼玉県知事 上田 豊 司

- 1 購入等件名及び数量
荒川右岸流域下水道ばいじん(セメント原料化) 収集運搬業務その4 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県荒川右岸下水道事務所総務・管理担当 埼玉県和光市新倉6丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日
平成21年5月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
太平洋陸送株式会社 埼玉県北埼玉郡騎西門大字西ノ谷802番地1

- 5 落札金額
5,300円(税抜き1トン当たりの単価)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公示を行った日
平成21年4月3日

- 7 入札の公示を行った日
平成21年4月3日

埼玉県告示第八百六十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年六月九日 埼玉県知事 上田 豊 司

- 1 購入等件名及び数量
中川流域下水道ばいじん(セメント原料化) 処分業務その1 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 埼玉県中川下水道事務所総務・管理担当 埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目2番82号

3 落札者を決定した日
 平成21年3月30日

4 落札者の氏名及び住所
 日立セメント株式会社 茨城県日立市平和町2丁目1番1号

5 落札金額
 12,800円(税抜き1トン当たりの単価)

6 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札

7 入札の公示を行った日
 平成21年2月13日

埼玉県告示第八百六十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したのび、次のとおり公示する。

平成二十一年六月九日

埼玉県知事 上田 豊 臣

1 購入等件名及び数量
 中川流域下水道ばいじん(セメント原料化) 処分業務その2 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 埼玉県中川下水道事務所総務・管理担当 埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目2番

82号
 3 落札者を決定した日
 平成21年3月30日

4 落札者の氏名及び住所
 住友大阪セメント株式会社 東京都千代田区六番町6番地28

5 落札金額
 13,500円(税抜き1トン当たりの単価)

6 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札

7 入札の公示を行った日
 平成21年2月13日

埼玉県告示第八百六十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したのび、次のとおり公示する。

平成二十一年六月九日

埼玉県知事 上田 豊 臣

1 購入等件名及び数量
 中川流域下水道ばいじん(セメント原料化) 収集運搬業務その3 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 埼玉県中川下水道事務所総務・管理担当 埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目2番82号

3 落札者を決定した日
 平成21年5月15日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社ユコ計画 埼玉県さいたま市桜区田島8丁目4番16号

5 落札金額
 9,800円(税抜き1トン当たりの単価)

6 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札

7 入札の公示を行った日
 平成21年4月3日

埼玉県告示第八百六十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したのび、次のとおり公示する。

平成二十一年六月九日

埼玉県知事 上田 清 司

1 購入等件名及び数量
 中川流域下水道ばいじん(セメント原料化) 収集運搬業務その4 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 埼玉県中川下水道事務所総務・管理担当 埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目2番82号

3 落札者を決定した日
 平成21年5月15日

4 落札者の氏名及び住所
 株式会社リサイクル事業団 埼玉県吉川市大字加藤629番地1

6 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札

7 入札の公示を行った日
 平成21年4月3日

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六條第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年六月九日
 埼玉県川越建築安全センター所長 若林 祥文

一 許可番号
 平成二十一年四月二十一日 指令川建セ第二〇〇一五〇〇号

二 検査済証番号
 平成二十一年五月二十八日 第二一〇〇二七号

三 開発区域に含まれる地域の名称
 比企郡吉見町大字谷口字矢筑三一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 久喜市上清久五九八番地 飯嶋 久美子

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年六月九日

埼玉県川越建築安全センター所長
若林 祥文

一 許可番号

平成二十年八月二十六日

指令東整 第二〇〇〇五三〇号

二 検査済証番号

平成二十一年六月三日

第二〇〇一四五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡川島町大字出丸下郷字居廻り

上分九〇一の一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上尾市中分一―一四―一五

アクアヴィレッジB一〇一

村田 真澄

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年六月九日

埼玉県川越建築安全センター所長
若林 祥文

一 許可番号

平成二十一年五月二十一日

一 許可番号

平成二十一年五月二十一日

指令川建セ 第二一〇〇五〇号
二 検査済証番号
平成二十一年六月三日
第二一〇〇二八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡川島町大字一本木字裏通二二

三一―、二二四―二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡吉見町東野四―一五―一

ア・ラ・モードハウス一〇一号室

神田 勇

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第百九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年六月九日

埼玉県熊谷建築安全センター所長
新藤 巧

一 許可番号

平成二十一年六月三日

指令熊建セ第二〇〇〇三三二号

二 検査済証番号

平成二十一年六月三日

熊建セ第百四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡大利根町大字阿佐間字堤外

上通一三七五―四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡白岡町大字高岩四六七―一

メルベージュS一〇二

坂本 和也、坂本 直美

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

千二十一号

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年六月九日

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年六月九日

埼玉県越谷建築安全センター所長
坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十一年二月二十日

指令杉整第二〇〇一六八〇号

二 検査済証番号

平成二十一年六月一日

第五八―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷺宮町大字上内字砂原一六

七〇、一六七―、一六七二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

加須市大字北小浜一三二番地

コスモランド株式会社

代表取締役 森 幸夫

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

千二十二号

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年六月九日

埼玉県越谷建築安全センター所長
坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十年十二月二十二日

指令杉整第二〇〇一三六〇号

二 検査済証番号

平成二十一年六月一日

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町大字西条原字中通五

二八―六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡杉戸町下高野二四五―四

クレストール竹二〇三

菅原 廣人

埼玉県病院事業告示第八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年六月九日

埼玉県病院事業管理者

名 和 肇

購入等件名及び数量

がんセンター医療情報システム運用

管理保守業務 一式

管理保守業務 一式

管理保守業務 一式

管理保守業務 一式

管理保守業務 一式

管理保守業務 一式

管理保守業務 一式

管理保守業務 一式

管理保守業務 一式

管理保守業務 一式

管理保守業務 一式

管理保守業務 一式

管理保守業務 一式

管理保守業務 一式

管理保守業務 一式

管理保守業務 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県立がんセンター事務局業務部
医事・経営担当 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室818番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成21年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号
- 5 契約金額
44,662,590円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇四八―八二四―二二二一(代表)
	埼玉県ホームページアドレス http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇四八―八六二―二九〇二(代表)